８　７の書換えの申請の場合以外の書換えの申請の場合には、登録証を添付し、かつ、合格証及び講習修了証（作業環境測定法施行規則第５条第１項各号に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面）を提示すること。

９　登録証の損傷による再交付の申請の場合には登録証を、登録証の滅失による再交付の申請の場合にはその事実を記載した書面を添付すること。